

## 障がいのある人のための自動車に関する制度

## テーマ 制度

新型コロナウイルスの感染拡大により、密の状態を避け、感染防止の対策として移動手段を公共交通機関からマイカー(自動車)に変更された方はいらっしゃいませんか？

自動車の利用にあたっては、障がい程度等にもよりますが、障がい者本人やその家族が申請することができる制度があります。

ここでは2つの制度についてご紹介しましょう。

### ①自動車税の減免

障がい者本人や家族からの申請により、自動車税の減免を受けることができます。この制度は、障がい者本人のために使用する自動車に関するものですから、必ずしも障がい者本人が運転している必要はありません。障がい者の家族が本人の通院や通学のために使用していても良いのです。

また、制度の詳細(対象者、利用頻度、減免額等の条件)は、国ではなく各地方自治体で定められています。そのため、例えばA県では減免の条件を満たさずに適用を受けられなかった方であっても、B県では条件を満たして適用を受けられる場合もあります。

この制度に関する問い合わせや申請先は、使用する自動車の種類によって異なるため注意する必要があります。軽自動車であれば市区役所・町村役場、普通自動車であれば都道府県税事務所です。

### ②有料道路通行料の割引

①と同様、障がい者本人が運転している場合はもちろん、障がい者の家族が本人のために使用している場合も認められます。

事前に申請をしておくことで、通常料金(ETC等の各種割引前の料金)の半額で有料道路を利用することができます。

なお、この制度では、割引を受けられる自動車が指定されます。つまり、点検・修理等により代車を使用している場合やレンタカーを使用している場合には割引を受けることができません。

また、通行料金を支払うときに料金所の係員へ障がい者手帳等を提示するのが原則ですが、自動車にETC車載器がある場合には、申請時にETC車載器の番号とETCカードの番号を登録しておくことで、ETCレーンを利用することができます。

この制度に関する問い合わせや申請先は、使用する自動車の種類にかかわらず市区役所・町村役場です。

以上、2つの制度についてご紹介しました。

それぞれの申請にあたっては、あらかじめ電話等で条件や準備物について確認しておくとい良いでしょう。